

証券業者の免許制等の問題について

昭 39. 12. 22

証券取引審議会（会長堀越楨三氏）では証券業者に関する諸問題について昨年2月12日、一応、中間的結論をとりまとめたのであるが、昨年10月16日、第106回の会合を開催し、証券業者の免許制移行等証券取引法改正問題についての審議を開始することとした。

しかし、免許制等の問題は極めて慎重な検討を要する問題でもあるので、審議会のなかに小委員会を設けることとした。小委員会においては、10月29日以降5回にわたり検討を重ねた結果、一応の結論をえたので、12月14日の総会にこれを報告した。

審議会では、この報告に基き、更に審議を加えた結果、12月22日の総会で意見の一致をみたので、翌23日、別掲の意見報告書を田中大蔵大臣あて答申した。

意見報告書の骨子はおよそ次のとおりである。

①証券業者に免許制を採用することとし、免許は、自己売買、委託売買、引受等の業務別に与えること（業務別免許）を必要とする場合は、数種の業務を併せ認めることができる方式を考慮すること。

②店舗設置、役員の兼職等については認可事項とするなど証券業務についての規制の整備をはかること。

③有価証券外務員制度を届出制度から登録制度に改めるとともに、外務員行為は会社の行為であるという建前で、事故防止規定を設けること。

④証券業協会の自主規制機関としての機能の充実をはかること。

証券業者の免許制等の問題について

昭和39年12月22日
証券取引審議会

当審議会は、証券業者に関する諸問題について本年2月12日中間的結論を答申したが、10月以来小委員会を設けて、証券業者の免許制の問題を中心として検討を加え、その報告に基いて更に審議した結果、証券業者の免許制、証券業者の業務規制、有価証券外務員制度および証券業協会の問題について下記のような結論を得た。

なお、広く証券事業ないし証券市場の整備を図るためには、証券業者に関する上記の諸問題のほか、更に証券の発行、流通に関する制度、証券取引所制度、証券金融制度等の諸問題をも解決することが必要であるから、引き続きこれらの諸問題の検討を行なうことを期待する。

一 証券業者の免許制について

1 免許制の採用

証券業が国民経済的にもまた社会的にも極めて公共性の高い事業であることにかんがみ、その基盤を固め信用を高めるとともに、大蔵大臣の責任ある監督体制を確立して、投資者の保護と公正な価格形成を一層促進するため、現在の登録制度を改め免許制を採用することが必要である。

2 免許の態様

(1) 証券業は、委託売買業、自己売買業、引受業等の異なった種類の業務を内容とし、これらの異なった種類の業務を併せ行なうことは、その性質上、弊害を伴う恐れもあるので、証券業の免許に当っては、いわゆる職能分離の考え方をとり入れることが望まし

い。

(2) しかしながら、今直ちに職能分離を完全実施することは、わが国の実状にそわない点もあると思われる。したがって、免許は、自己売買、委託売買、引受等の業務別に与えること（業務別免許）とするが、市場の状況と業者の実態に応じ必要とする場合には数種の業務を併せ認めることのできる方式を考慮することとし、同時に、業務の併営による弊害の防止のため、併營業務については所要の制限を課することとすべきである。

なお、取引所の会員と非会員の別によって免許制のもとで制度上差別はしないこととし、同じく免許の対象とすることが適当である。

3 資本金

免許制のもとにおいても最低資本金の額を定める必要があり、その金額をどの程度にするかについては種々の考え方があるが、証券業の信用確保のためには、単に資本の額だけでなく広く財務体質の総合的な充実が重要であるという点をも勘案し、さらに証券業界の現状を充分考慮のうえ、慎重に定めるべきである。

しかし、引受業務を行なう証券業者については、その業務の性質に照らし、免許制の採用に際して最低資本金の額の引上げが必要である。

4 免許基準

下記のような三つの基準が適当である。

(1) 免許申請者が、その営もうとする業務を健全に遂行するに足る資本金及び資金の調達能力その他の財産的基礎を有し、かつ、業務の収支の見込が良好なものであること。

(2) 免許申請者が、その人的構成の上で、その営もうとする業務を公正かつ適確に遂行できる知識、経験および能力を有し、かつ、充分な社会的信用を有する者をもって組織されていること。

(3) 免許申請にかかる証券業が、その証券業が営まれる地域における人口、経済力、有価証券取引の種類及び量、証券会社の数及びその営業所の数等の状況に照らして、国民経済上必要かつ適切なものであること。

5 経過措置

(1) 免許制への切替えのための経過期間は3年が適当である。

(2) 現登録業者に対する免許の交付は、経過期間が終了するときに一斉に行なう方法とすることが適当である。

二 業務の規制について

免許制の採用と関連して、公正な価格形成と投資者の保護を一層促進するため、下記の諸点について必要な業務の規制を整備すべきである。

- 1 店舗の設置、役員の兼職等については認可事項とすること
- 2 自己売買、委託売買、引受のそれぞれの業務について、その適正な運営を期するため所要の規制ができるようにすること
- 3 宣伝、勧誘、注文の執行等について、顧客を保護し、また顧客と
の間の紛争を防止するために必要な規制ができるようにすること
- 4 財産状況の悪化又は不健全化を防止するため、業務方法の変更等
監督命令の範囲を広くすること
- 5 証券会社およびその役職員が行なう証券業務に関連する行為につ
いては、特に厳正に行なわれるよう規制を加えること。

なお、免許制のもとにおいては、証券業者の専業主義を一層徹底すべきであると考えられるので、この見地から兼業制限に関する現行の規定

について検討を加える必要がある。

三 有価証券外務員制度について

- 1 有価証券外務員については、現在の届出制度を登録制度に改め、法令に基いた所要の規制を行なうことが適当である。
- 2 外務員は、単独で直接顧客に接し、その所属する証券業者のために営業活動を行なうものであるから、その行為はその所属する会社の行為であるという建前で、投資者の不測の被害を防止する規定を設けるべきである。

四 証券業協会について

証券業者について免許制をとる場合においても、証券業協会の公共的な自主規制機関としての機能は一層充実する必要がある。

この点は、証券取引所制度に関する今後の検討と関連させつつ、実情を充分考慮のうえ、証券業協会を法律に基く特別の法人として、所要の監督規定を整備するとともに、証券業者の加入義務を定める等必要な措置を検討すべきである。

